

第14回統計委員会における主な意見への回答

問．船舶や鉄道車両の生産はかなりの長期間を要するものであると考えられるが、どのようにして把握しているのか。

答．

【造船造機】

造船造機統計調査における船舶の製造については、調査月間において起工及び進水があった場合、その船舶についての「用途」、「トン数」等の調査項目を記入させており、また、しゅん工があった場合、その船舶について「用途」、「トン数」等の調査項目の他に「船価」の調査項目を記入させており、その時点毎に把握しているものである。

【鉄道車両】

鉄道車両等生産動態統計調査における車両数及び金額については、受注（鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置は除く。）生産、出荷（鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置のみ。）手持（鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置の場合は「在庫」）の各段階で「生産者販売価格（鉄道事業者等との契約価格）」を把握している。

なお、鉄道車両については、完全な受注生産で、受注から完成まで10ヶ月～2年程度の長期間を要し、その間の物価の変動、資材費の高騰及び仕様の変更等により、受注時点と生産時点で金額が変わるケースが発生する。そのため、生産金額欄には確定額を記入させ、受注時点との差額分（増減分）については金額欄において「+・-表示」により調整しているところである。

一方、鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置については、鉄道車両に比べ製品自体が小さく、受注から生産までそれほどの期間を要しないと考えられることから「受注」は調査していない。

また、鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置は、新造車両等に組み込まれるだけでなく、鉄道事業者の補修・交換部品としての需要もあることから、ある程度の在庫を持つておく必要があり、「生産」＝「出荷」とはならないため、鉄道車両とは異なり「出荷」を調査対象として加えているところである。

問．今回の統計はフローに関する統計であるが、ストックについてはどのような統計があるのか。また、フローとストックとの間で整合性は取れているのか。

答．

【造船造機】

日本船舶の登録の規定として、総トン数20トン以上の船舶については、船舶法第4条に基づき船籍港を定め、管轄の管海官庁に申請する規定がある。

同法に基づく船籍原簿の内容は公表していないが、社団法人日本海運集会所が独自に発行している「船舶明細書」により総トン数20トン以上の船舶の内容について知ることができる。

総トン数20トン未満の船舶については、小型船舶の登録等に関する法律第3条に基づき小型船舶登録原簿に登録を受ける規定があり、日本小型船舶検査機構が発行している「小型船舶統計集」により公表している。

船籍原簿及び小型船舶登録原簿により、日本船舶を把握しているものである。

▶ 船舶法

(船籍港及び総トン数の測度)

第4条 日本船舶ノ所有者ハ日本ニ船籍港ヲ定メ其船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ船舶ノ総トン数ノ測度ヲ申請スルコトヲ要ス

(抹消登録と船舶国籍証書の返還)

第14条 日本船舶カ滅失若クハ沈没シタルトキ、解徹セラレタルトキ又ハ日本ノ国籍ヲ喪失シ若クハ第20条ニ掲クル船舶トナリタルトキハ船舶所有者ハ其事実ヲ知リタル日ヨリ二週間内ニ抹消ノ登録ヲ為シ且遅滞ナク船舶国籍証書ヲ返還スルコトヲ要ス船舶ノ存否カ三ヶ月間分明ナラザルトキ亦同シ

▶ 小型船舶の登録等に関する法律

(登録の一般的効力)

第3条 小型船舶は、小型船舶登録原簿(以下「原簿」という。)に登録を受けたものでなければ、これを航行の用に供してはならない。ただし、臨時航行として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(抹消登録)

第12条 登録小型船舶の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣に対し、抹消登録の申請をしなければならない。

- 一 当該船舶が滅失し、沈没し、又は解徹されたとき。
- 二 当該船舶の存否が三箇月間不明になったとき。
- 三 当該船舶が小型船舶でなくなったとき。

【鉄道車両】

鉄道事業法第 55 条及び同条に基づく鉄道事業等報告規則により、鉄道事業者に報告義務を課しているところであり、その中で鉄道事業者が所有する車両数についても把握している。また、その結果については鉄道統計年報（鉄道局監修）で公表しており、鉄道車両生産動態統計調査と業務報告との整合性については取れている。

▶ 鉄道事業法

（報告の徴集）

第 55 条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、鉄道事業者又は索道事業者（第 25 条第 1 項（第 38 条において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けた受託者（次項及び次条において「許可受託者」という。）を含む。）に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

2 国土交通大臣は、この法律の施行に関し特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、鉄道事業者又は索道事業者から業務の委託を受けた者（許可受託者を除く。）に対し、その委託を受けた業務の状況に関し報告をさせることができる。

3 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、専用鉄道設置者に対し、その業務の状況に関し報告をさせることができる。

▶ 鉄道事業等報告規則

（事業報告書及び鉄道事業実績報告書）

第 2 条 鉄道事業者は、毎事業年度の経過後 100 日以内に、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（以下「所轄地方運輸局長」という。）に、当該事業年度に係る事業報告書をそれぞれ 1 通、毎年 5 月 31 日までに、国土交通大臣及びその経営する鉄道事業に係る路線が存する地域を管轄する地方運輸局長に、前年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの期間に係る鉄道事業実績報告書をそれぞれ 1 通提出しなければならない。

2 前項の事業報告書は、事業概況報告書（別表第 1）及び鉄道事業会計規則（昭和 62 年運輸省令第 7 号）第 5 条の規定による様式（同規則第 2 条の規定により、当該様式と異なる様式により会計を整理する場合にあっては、その様式）による財務計算に関する諸表（用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番）とする。

3 第 1 項の鉄道事業実績報告書は、次の上欄に掲げる鉄道事業の種別に応じ、同表下欄に掲げる様式とする。

問．廃船の情報は行政記録情報から得られているのか。船舶には中古品や輸出入もよくあるので、このような情報は正確に把握できるようにしていただきたい。

答．

【造船造機】

日本船舶の抹消については、総トン数20トン以上の船舶について、船舶法第14条により規定されており、また総トン数20トン未満の船舶について、小型船舶の登録等に関する法律第12条により規定されており、抹消の場合、それぞれ船籍簿及び小型船舶登録原簿から抹消登録が行われている。